

北相木村単独補助金関係等一覧表 (平成29年4月1日現在)

(総務企画課分)

補助金名	内 容
1. 勤労者通勤費補助	村外への職場への通勤費補助 年間を通じ自家用車もしくはバス通勤 ……40,000円 半年以上自家用車もしくはバス通勤 ……30,000円 半年以上会社もしくは送迎バス等通勤 ……15,000円 新幹線通勤 ……360,000円(限度額)
2. 村営バス運賃助成	70歳以上・高校生以下・心身障害者3級以上・療育手帳所持での通勤者……利用運賃全額にしまる荘・診療所・ゲートボール場利用者…施設までの往復利用運賃全額 その他の村民…一律100円負担
3. 体験学習補助金	小学6年生が長崎県五島列島への体験学習に係る費用、負担金1万円以外の全額
4. 定住対策推進事業補助	満60歳以下で永住目的で北相木村に住所をおき、生活する意思のある者、及び北相木村に住所を有する者が、 ①居住の用に供する土地、家屋の取得費、解体撤去、造成費 ②住宅の新築・増築・改築をするときに要する経費 事業費300万円以上で150万円を限度に10%以内補助
5. 北相木村新エネルギー設備設置費補助金	① 住宅太陽光発電設備設置1キロワット当たり275千円 限度額110万円 (住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器、及び電気を供給するために必要な機器により構成された装置で設置に要する費用) ■10KW以上の事業用発電については「設備設置ガイドライン」による届出が必要(補助金はありません) ② 太陽熱等高効率利用設備設置費 1/3以内限度額100万円 (太陽熱・地熱等の自然エネルギー利用し、住宅の空調、給湯を行うため設置する機器で設置に要する費用) 但し、①か②についてはいずれかの補助に限る。 ② ペレット・薪・カラマツストーブ 1/3以内限度額20万円 (農林業の生産の過程で産出された端材等を燃料として使用するストーブで、その設置に要する費用)
6. 地区行政協力費補助金	各地区に行政協力費として1地区100,000円を補助する。
7. 佐久平駐車場無料券交付	村内に居住している住民・法人及び村内事業所に勤務している個人
8. 北相木村集落活性化交付金	集落の活性化を推進するため、集落が行う自主的な集落作り事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。(対象事業に対して1集落50万円以内) 対象経費 イベント等で新たに行う事業・集落内の環境整備、環境美化・交流会事業・伝統芸能等継承に関する事業・講演会、研修会等・その他村長が認めるもの 対象外経費 食料費(地域食材を活用するための経費は認める。)・集落等の運営費・人件費のうち集落内の者に支払うもの・信仰宗教等に関わる施設物品の補修等
9. 自治会活動保険全戸加入	各区の主催する行事・活動に対する保険
10. 空家入居家賃補助金	入居時50歳以下の入居者に月額10,000円を補助(10年間を限度とする)
11. 北相木村育英資金貸付	保護者が3年前から北相木村に住所がある者 高校生 月額15,000円 専門学校・大学生 月額50,000円 卒業から約7年の月賦償還
12. 北相木村若者未来創造応援助成金	卒業後7年以内に継続して村内に住所をおき現に居住する育英基金借入完済者、 在村期間に応じて貸付金に2/3を乗じて得た額に相当する額

(住民福祉課分)

補助金名	内 容
1. 妊婦検診補助	妊婦届の受理がなされた妊婦に対して妊婦検診費用を126,470円支給
2. 母子栄養食品支給	妊娠届確認後申請後から出産予定日の4ヶ月後まで 週1本月4回牛乳(1リットル)を支給する
3. 村単児童手当支給	北相木保育園に通園し、保育料を完納している扶養義務者に 保育料の1/2を支給(広域保育においては対象外)
4. 福祉医療費の支給	乳幼児(高校卒業まで)・3級以上の障害者等・母子家庭等 父子家庭・世帯主の入院等医療費に対して補助 制度によって支給要件が違うので担当者に確認必要 起算して1年間はさかのぼって申請有効
5. 家庭長期療養者介護人報償金	3ヶ月以上住民登録された療養者(要介護3以上)を常時介護する者 月額20,000円
6. 鍼灸施術所 施術料補助	村鍼灸施術所出施術の場合、佐久東洋医学研究所基本金額の1/2(100円未満切捨て)補助
7. 合併浄化槽設置補助金	5人槽 (村内専用住宅) 669,000円(住所を有しない者、別荘等 332,000円) 6人から7人槽 (村内専用住宅) 830,000円(住所を有しない者、別荘等 414,000円) 8人から10人槽 (村内専用住宅) 940,000円(住所を有しない者、別荘等 548,000円) 11人槽以上 (村内専用住宅) 1,226,000円 ★ 再設置においても上記と同等の補助あり(一定の条件を満たす場合) 増改築において支障のある場合・検査等において再設置の必要性が示された場合等
8. 合併浄化槽管理補助金	一律 年 10,000円 但し年間4回以上の点検が完了している者

(経済建設課分)

補助金名	内容
1. 農林業振興対策事業	(農林業振興対策事業補助金交付要綱)
①圃場整備事業(客土等)	小規模基盤整備事業費80万円以内で1/3補助 小規模な水路の新設、改良1/3以内補助
②農業近代化資金利子補給事業	農業近代化資金を借りた場合の利子年2%以内
③農業経営基盤強化資金利子補給事業	認定農業者への利子補給 村長が認める補給額以内
④ソ菜・花卉安定基金造成補助金	基金造成のための経費
⑤新品目等開発事業補助金	野菜・花卉の新品目導入に対して補助
⑥パイプハウス設置事業	事業費100万円以内で1/3補助
⑦農機具倉庫設置事業補助金	事業費30万円～100万円以内で1/3補助
⑧堆肥利用促進事業	地力の増進を図るため畜産農家の堆肥及び小海コンポストの堆肥を利用の場合 t 当たり500円の補助
⑨廃プラスチック適性処理事業	農協で回収しているものについて運搬費に補助
⑩防護柵設置事業	1件100万円以内で材料費のみ補助 1/3補助
⑪家畜排泄物処理対策事業補助金	事業費80万円以内で1/3補助
⑫有害鳥獣対策協議会補助	受益農家3戸以上、材料代 1/4 以内
⑬新規就農支援事業	長野県里親農業者に登録された農業者が行う新規就農希望者の就農支援活動に対して 30,000 円/月を補助
⑭流域公益保全林整備事業	11～60年生の間伐に対する1/10補助(ただし国県補助事業の対象に限る)
⑮森林造成事業補助金	植栽・地拵え等森林づくり事業補助金、基本額の20%補助
⑯個体数調整事業補助金	有害獣駆除ニホンジカ1頭につき 10,000 円補助(平成 25～27 年度 13,000 円)
2. 公営住宅	
① 入居者地域定着補助金	住民登録3年以上(毎年4月1日基準日)村営住宅に入居した者の内、「その他住宅」入居者は住宅建築経過年数により5,000円～22,000円を補助。「第1種住宅」入居者は25,000円を超えた家賃分を、「第2種住宅」入居者は17,000円を超えた家賃分をそれぞれ補助
②住宅リフォーム助成金	個人住宅のリフォームに関し 10 万円以上の工事に対して 25%助成、25 万円限度
3.木造住宅耐震事業	既存木造住宅の耐震診断(精密診断)を全額補助
4. 木造住宅耐震補強事業補助金	事業費 120 万円以内で、既存の木造住宅の耐震補強工事に要する補助対象経費の 1/2 補助(ただし上記「3.木造住宅耐震事業」を行った住宅)
5. 商工業振興事業	
① 中小企業振興資金利子補給(商工業振興事業補助金交付要綱)	175,000 円上限 借入残高 300千円以下……補助金なし 5,000千円まで……年2%補助 5,001千円～10,000千円まで…年1.5%補助

(教育委員会分)

1. 北相木村学校給食補助金	北相木小学校の児童の保護者に給食費の支払額の 1/2 を補助する。
2. 分館活動補助	各分館に活動補助金を支給 総額990,000円
3. 地区公民館維持費補助	浄化槽等維持管理費の補助 総額780,000円
4. 各種団体育成補助	認定を受けた社会体育・教育団体に活動補助金支給 15,000円 クラブ員数(概ね体育関係は10人以上、文化関係は5人以上の団体とする) ～9人 25,000円 10人～29人 40,000円 30人以上 50,000円
5. 青少年団体育成補助	認定を受けた青少年団体に活動費補助金支給 15,000円 クラブ員数(概ね体育関係は10人以上、文化関係は5人以上の団体とする) ～9人 25,000円 10人～29人 40,000円 30人以上 50,000円
6. 小学生修学旅行補助	1人 20,000円
7. 山村留学生受入農家補助金	1日 3,800円
8. 山村留学受入農家住宅改造補助金	改造工事に要する費用の 1/2 補助限度額 500,000 円
9. 村文化財補助金	村指定文化財の管理・修理に対する補助
10.親子山村留学父兄交通費補助金	親子山村留学で村に住所を有する者の父兄 月額15,000円(年額 180,000 円が限度) ※来村なき月は補助対象外とする。また同一月で2回以上来村の場合も補助金額は変わらない。
11.児童下校時にしまる荘利用事業	家庭の事情により児童が帰宅しても家族が留守の場合及び学校の長期休暇の時、にしまる荘を学習等に利用できる(登録制、無料)

*** 詳細については役場・担当課までお問い合わせください。**